

安全に安心して暮らせる明るい社会を目指して

三条市安全・安心な まちづくり推進計画 〈概要版〉

計画期間 平成25年12月から平成30年3月



平成25年12月
三条市

1 計画の基礎事項

●計画策定の趣旨

近年、刑法犯認知件数は減少しているものの、依然として市民の日常生活に関わる犯罪被害が発生しています。

このような状況において、自らの安全は自ら守るという意識の高揚、お互いが支え合う地域社会の形成、警察等との連携体制の強化を基本として、市民の安全確保と安全に安心して暮らせる三条市の実現に向けた取組が必要不可欠です。

三条市は、犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりについて定めた、「三条市安全・安心なまちづくり条例」を制定し、平成25年4月1日から施行しました。

三条市安全・安心なまちづくり推進計画は、この条例に基づき、安全・安心な三条市の実現のための各種取組を具体的に定め、推進していくために策定するものです。

●計画の位置付け

本計画は、条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性を定め、「安全・安心なまちづくり」に必要な取組について整理、体系化したものです。

●計画期間

本計画は、平成25年12月から平成30年3月までを計画期間とします。以降、次期計画の期間については、5年間とします。

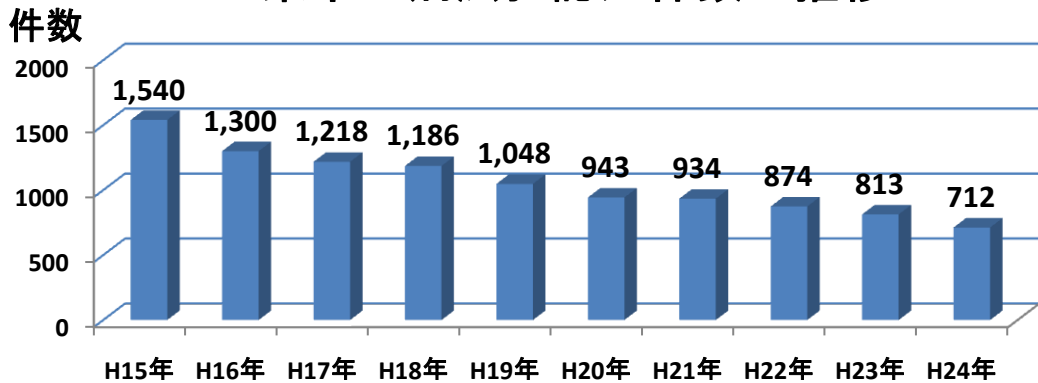
●計画の見直し

本計画は、上記計画期間の終了に合わせて見直しを行い、次期計画を策定することとします。

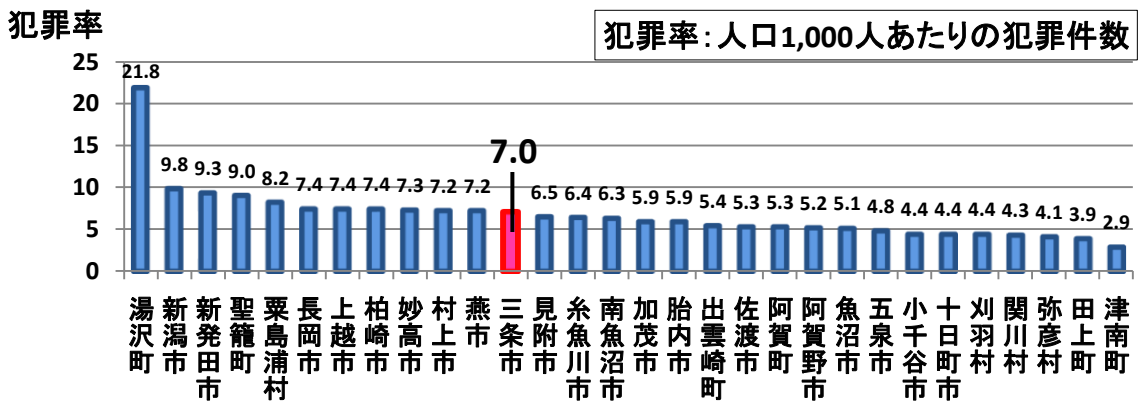
また、上記によらない場合も、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 犯罪の状況

三条市の刑法犯認知件数の推移



H24年新潟県市町村別犯罪率



3 計画の基本的方向

●基本目標

安全・安心な三条市の実現

●数値目標

上記の基本目標を達成するために、次の2つの指標を数値目標として設定します。

①刑法犯認知件数

平成24年
712 件

平成29年
570 件
減少率20%

②防犯団体が活動している小学校区の割合

平成24年度
66.7 %
(16校/24校)

平成29年度
100 %

件数にして142件、減少率で20%の減少を目指します。

●施策の体系

本計画の基本目標を達成するために、3つの基本的方向を掲げ、次のとおり施策の体系として整理し、個別具体的取組内容を定めて推進していきます。

基本目標

数値目標

基本的方向

主な施策・事業例

安全・安心な三条市の実現

刑法犯認知件数

570件

防犯団体が活動している小学校区の割合

100%

I 意識づくり

犯罪に遭わないよう、自主防犯意識を高めます。

II 地域づくり

犯罪の芽を摘み、お互いが支えあう地域を目指します。

III 環境づくり

犯罪が起こりにくい環境整備を進めます。

- 1 広報啓発活動
 - ・自転車鍵かけ運動等
- 2 情報発信
 - ・三条市メールの配信等
- 3 教室・教育の充実
 - ・薬物乱用防止教室等

- 1 自主活動の促進
 - ・防犯パトロールグッズの斡旋
- 2 防犯力の向上
 - ・登下校時の見守りパトロール等
- 3 高齢者・子ども等の安全確保
 - ・高齢者家庭訪問等

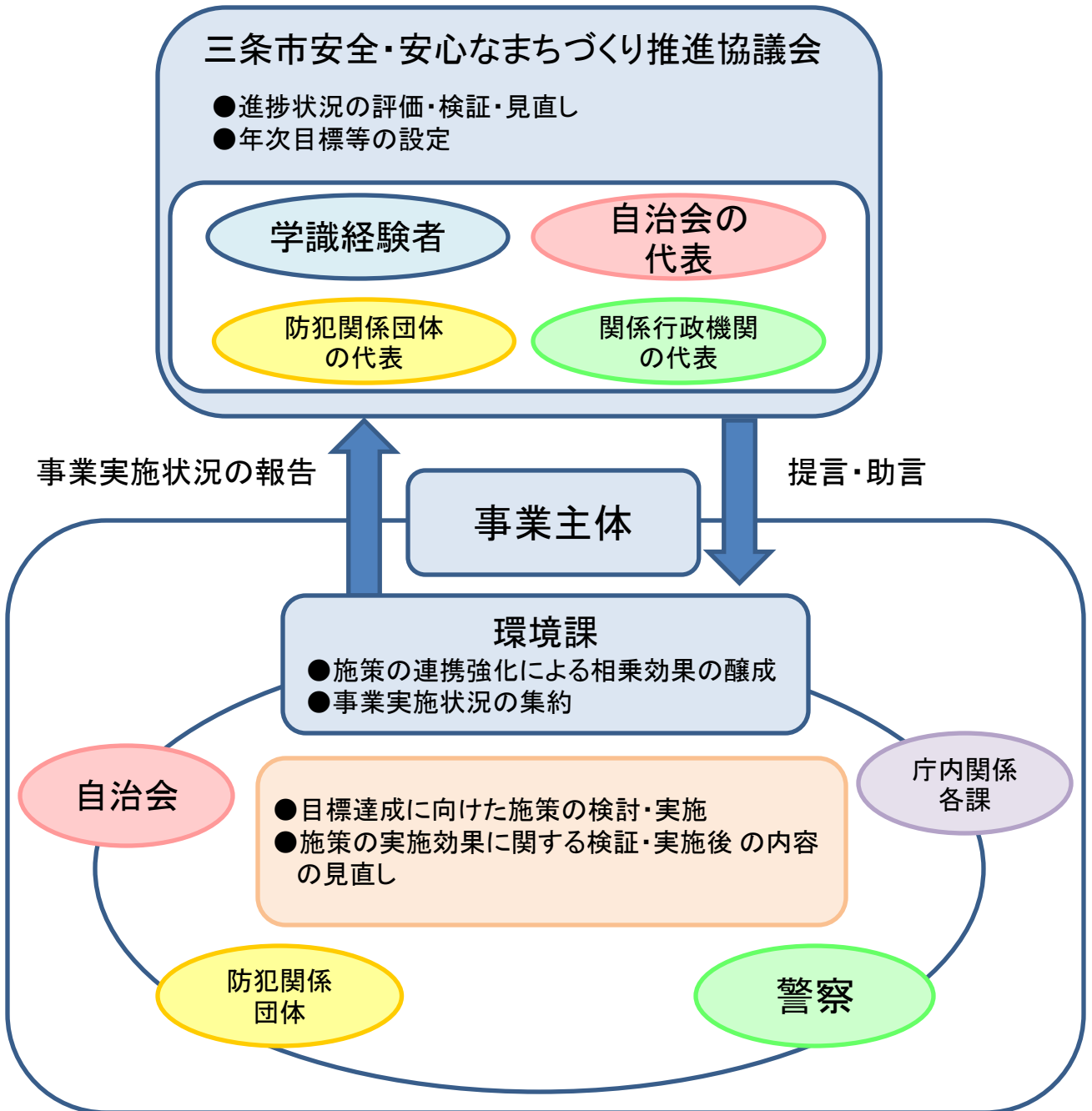
- 1 学校・通学路等における安全確保
 - ・青少年指導委員によるパトロール等
- 2 道路・公園等における安全確保
 - ・防犯灯、街灯の整備等
- 3 住宅の防犯性向上と相談体制の整備
 - ・市民なんでも相談等



4 計画の推進体制

本計画における各種施策を確実に推進して本計画に掲げる数値目標を達成するため、警察、自治会、防犯関係団体等と十分に連携をとりながら取組を進めます。

また、本計画の実施状況については、学識経験者、自治会の代表者及び防犯関係団体の代表者等から構成される「三条市安全・安心なまちづくり推進協議会」において管理します。推進協議会では、取組の進捗状況について評価、検証及び計画の見直しを行うとともに、目標達成に向けた年次目標等の設定を行い、計画の着実な推進を図ります。



三条市安全・安心なまちづくり推進計画〈概要版〉

平成25年12月策定

【発行】 三条市市民部環境課環境政策係

〒955-8686 新潟県三条市旭町二丁目3番1号

TEL 0256-34-5511(代表)

FAX 0256-32-6615

E-mail kankyo@city.sanjo.niigata.jp

計画の本編は、三条市ホームページ<http://www.city.sanjo.niigata.jp/>に掲載してあります。